

公布された条例のあらまし

◇静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例

1 制定の理由

静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理について必要な事項を定めるため、条例を制定しました。

2 内容

- (1) 静岡県健康福祉交流プラザの設置の目的、位置、施設及び事業について定めました。（第2条～第4条関係）
- (2) 開館時間、休館日、使用の承認及び不承認、譲渡等の禁止並びに使用の承認の取消し等について定めました。（第5条～第10条関係）
- (3) 静岡県健康福祉交流プラザの管理を指定管理者に行わせることとし、その業務の範囲を定めました。（第11条関係）
- (4) 指定管理者の指定の手続として、申請の方法、選定基準等を定めました。（第12条～第14条関係）
- (5) 利用料金を指定管理者の収入として収受させることとし、その料金は知事の承認を得て指定管理者が定め、公表することとしました。（第15条、別表関係）
- (6) 指定管理者の指定等に係る準備行為は、施行日前においてもできることとしました。（附則第3項、附則第4項関係）
- (7) その他必要な事項について定めました。

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、令和6年1月1日から施行することとしました。

◇静岡県農林技術研究所茶業研究センター発酵茶等製造研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

静岡県農林技術研究所茶業研究センター発酵茶等製造研究施設に係る事業の拡充に伴い、次のとおり改正を行いました。

- (1) 静岡県農林技術研究所茶業研究センター発酵茶等製造研究施設の名称及び設置の目的を改めました。（題名、第1条、第2条関係）
- (2) 新たに整備する設備等の使用料の額を定めるほか、必要な改正を行いました。（第3条、第4条、第8条、第10条、別表関係）

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県立学校設置条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 静岡県立高等学校第三次長期計画に基づき、静岡県立金谷高等学校を改編し、新たに静岡県立ふじの

くに国際高等学校を設置することとしました。（別表第2関係）

(2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

静岡県大仁警察署の移転に伴い、同警察署の名称を静岡県伊豆中央警察署に改めました。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

◇静岡県特別会計職員定数条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

静岡県立静岡がんセンターの診療機能の拡充等に対応するため、がんセンター事業職員の定数を1,193人から1,207人に改めました。（第3条関係）

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県教育委員会職員等定数条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づき、職員の定数を次のとおり改めました。（第2条関係）

区 分	改正前	改正後
学校の職員	8,059人	7,988人
県費負担教職員	11,272人	11,229人

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

職員の定年が段階的に引き上げられる期間中に新規採用の警察官を継続的に確保するため、定数外の職員の特例を設けるほか、必要な改正を行いました。（附則第1項～附則第4項関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

本務として夜間中学に係る業務に従事した職員に支給する手当として、夜間中学業務手当を新設するほか、必要な改正を行いました。（第2条、第9条～第11条関係）

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県退職手当基金条例

1 制定の理由

退職手当の支給に要する経費に充てるため、静岡県退職手当基金を創設することとしました。

2 内容

- (1) 基金の積立額は、予算の定めるところによることとしました。（第2条関係）
- (2) 基金に属する現金の管理の方法について定めました。（第3条関係）
- (3) 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れることとしました。（第4条関係）
- (4) 基金に属する現金は、歳計現金に繰り替えて運用できることとしました。（第5条関係）

3 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県地球環境保全等に関する基金条例を廃止する条例

1 廃止の理由

事務事業の見直しに伴い、静岡県地球環境保全等に関する基金を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 受益者負担の適正化を図るため、介護支援専門員実務研修受講試験手数料の額を改定しました。（別表関係）
- (2) 建築基準法の改正に伴い、建築物の延べ面積の特例認定申請手数料等を新設するほか、必要な改正を行いました。（別表関係）
- (3) 宅地造成等規制法の改正に伴い、宅地造成工事許可申請手数料等を廃止しました。（別表関係）
- (4) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の改正に伴い、簡易な方法による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る手数料等を新設するほか、必要な改正を行いました。（別表関係）
- (5) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正等に伴い、簡易な方法による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る手数料等を新設するほか、必要な改正を行いました。（別表関係）

係)

(6) 道路交通法の改正に伴い、特定自動運行許可申請手数料等を新設しました。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、1の(4)及び(5)については公布の日から、(1)、(2)及び(6)については令和5年4月1日から、(3)については同年5月26日から施行することとしました。

◇静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の改正等に伴い、法律で定めるところにより静岡市及び浜松市が処理することとなる事務の削除等をする改正を行いました。(別表第1関係)
- (2) 静岡県福祉のまちづくり条例等に基づく届出等の手続について、電子情報処理組織を使用して行う届出等の受付を開始することとしたことに伴い、必要な改正を行いました。(別表第1関係)
- (3) ふじのくに権限移譲推進計画に基づき、新たに市町が処理することとなる事務の追加をする改正を行いました。(別表第1関係)
- (4) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 制定の理由及び内容

博物館法の改正に伴い、次の条例について必要な改正を行いました。

- (1) 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例
- (2) 旅館業法施行条例
- (3) 静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例
- (4) 静岡県暴力団排除条例

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用している条項を改めました。(第5条関係)

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

地域保健法の改正に伴い、引用している条項を改めました。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

国の公衆浴場における衛生等管理要領の改正の趣旨を踏まえ、男女の混浴制限年齢を10歳から7歳に引き下げました。（第4条関係）

2 施行期日

この条例は、令和5年10月1日から施行することとしました。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例及び静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

県民の利便性向上及び行政の効率化等を図るため、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 個人番号を利用することができる事務を追加しました。（第1条関係）
- (2) 利用又は提供することができる特定個人情報を追加しました。（第1条関係）
- (3) 本人確認情報を利用することができる事務を追加しました。（第2条関係）
- (4) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県建築基準条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

建築基準法等の改正に伴い、引用している条項を改めました。（第16条、第18条、第19条、第25条の2、第31条、第43条、第49条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

(1) 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の改正に伴い、必要な改正を行いました。（別表第11関係）

(2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。